

【修正・反映内容の方針】

- 改築計画において、築年数が浅い建物がある場合も、計画的かつ柔軟に整備計画を検討する表現に修正

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード)	(2) 改定追記原案：赤字（今回更新：緑字） (計画原文：黒字)
3章	20	(第8回・計画改定) 公有地の活用や配置・平面計画において子供達の動線などに支障がある場合やプールの建替え、統合など様々なケースを踏まえて、余裕のある計画の在り方を検討するためにも、 築年数が浅い建物であっても解体することを許容するような書き方を工夫して欲しい。	<p>【第3章 学校施設の現状と課題】</p> <p>3. 学校施設の老朽化における現状と課題</p> <p>現状</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>多くの学校で最古い校舎の築年数が40年を超えています。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>構造躯体や意匠・設備の劣化が進んでおり、劣化状況が学校ごとに異なります。</p> <p>課題</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>築年数及び構造躯体・意匠・設備の劣化状況を総合的に評価し、計画的かつ柔軟な老朽化対策が必要です。</p>
4章	64		<p>【第4章 本市の老朽化対策の検討に当たって】</p> <p>2. 本市の老朽化対策の考え方</p> <p>(3) 学校内に築年数が異なる複数の建物がある場合の取扱い</p> <p>本市の学校施設は、昭和30年代から50年代にかけての児童・生徒数の急激な増加に対し、校舎を増築することで対応を行ってきました。このことから、各学校は築年数が異なる複数の建物によって構成されていますが、老朽化対策については、設計や施工上の制約が少なくなるよう、学校単位で実施します。</p> <p>また、築年数が45年を経過している建物としていない築年数が45年以上、かつ鉄筋の腐食等の劣化が著しい建物と、そうでない建物が学校内に混在する場合には、築年数が45年を経過していない建物や劣化が少ない建物について、長寿命化改修を実施することも考えられますが、同じ校地内で、改築と長寿命化改修を同時に実施した場合、校地内での建物配置が制約を受けたり、先行他市の事例では工事の複雑化や工期の長期化なども見受けられます。</p>

			<p>このことから、改築を実施する学校において、築年数が比較的浅い建物45年を経過していない建物がある場合についても、原則として、学校全体として改築を行うことを基本とし、各建物の整備計画を柔軟に検討します。とします。</p>
--	--	--	---

なお、また、中学校においては、武道の授業を実施するため、平成2年度から平成15年度にかけて、全ての学校で武道場又は体育館と武道場を一体とした重層体育館を整備していますが、現時点では築年数が比較的浅いことから、基本的には老朽化対策の対象から外すこととし、今後、必要に応じて、長寿命化改修なども含めた整備手法の検討を行います。

第8回委員意見の反映の方向性

【修正・反映内容の方針】

- 環境配慮の施策として行う、建築的な工夫を児童・生徒の環境教育に繋げていく可能性を含む表現を追記

章	計画ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード)	(2) 改定追記原案：赤字（今回更新：緑字） (計画原文：黒字)
6章	87	<p>(第8回・計画改定(環境)) 「エコ」の施策は省エネにつながるだけでなく、計画時の子供達の参画による学びの提供や地元設計者の環境建築技術の向上など、環境教育の中に取り込むことが出来る。エコスクールが持続的に教材として活用されている事例集も発行されているので、計画への参考として頂くと良い。</p> <p>(第8回・計画改定(環境)) 環境配慮の施策の中でも、断熱性能の向上や日射遮蔽の工夫など、建築側の工夫でエネルギーを使わずともBEIが下がるような手法を取り入れることにより、子供達の学習環境向上に資する可能性がある。そのような手法や考え方を府中市として重視する、というような論理構造・価値の重みづけが分かるように書き方を工夫して欲しい。</p>	<p>【第6章 各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針】 2. 学校施設の全体整備方針</p> <p>本市の目指すべき学校施設を踏まえ、本市の学校施設の改築を進めるに当たっての全体整備方針を以下のとおり、定めます。</p> <p>「6 その他」 「6 府中市ゼロカーボンシティ実現に向け環境に配慮した学校」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①省エネルギー・省資源型の学校施設を整備します。 ・②建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）で義務付けられている学校用途の一次エネルギー消費量基準（BEI）を下回ることを前提として、更なる低減を目指します。 ・③環境負荷の低減に貢献するとともに、児童・生徒の環境学習に資する役割も想定した施設を整備します。

第8回委員意見の反映の方向性

【修正・反映内容の方針】

- 教室と廊下の関係について、有効活用を図りつつ音環境等にも配慮できる柔軟な対応に修正

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード)	(2) 改定追記原案：赤字（今回更新：緑字） (計画原文：黒字)
6章	100 101	<p>(第8回・計画改定(オープンスペース)) 普通教室の整備方針において、オープンスペース(教室と廊下を開放する)を取り入れる場合は、利用者の先生方が使いこなして良い教育環境を提供出来ることが重要。府中市においては市全体での改築計画を掲げており、一部ではなくどの先生方でも良い教育が出来ることが大前提なので、前回の基本計画策定時には「教室の基本性能を高める」「廊下と教室の間を一部稼働させて開放出来る仕様とする」ことをベースとした。オープンスペースありきで共用部面積が増加しすぎないように空間効率性を上げるような工夫を設計者から引き出せるような書き方も必要。</p> <p>(第8回・計画改定(オープンスペース)) オープンスペースにより雑音により児童・生徒の集中力を逸らしてしまう可能性もある。特性のある児童・生徒に対しても学習保証をするという観点や将来の環境変化を踏まえると、オープンスペースを前提とするのではなく、柔軟な対応がとれる整備の在り方が望ましい。</p> <p>(第8回・計画改定(オープンスペース)) オープンスペースを計画する場合は空間のフレキシブルさだけでなく、音環境への配慮も必要。遮音性だけでなく吸音性についても記載するなど、書き方を工夫すると良い。</p>	<p>【第6章 各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針】 4. 学校施設における各諸室の整備方針</p> <p>(1) 各諸室共通</p> <p>ア. 学校施設の全体整備方針を実現するための共通の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の居場所となる温かみと落ち着きのある空間づくりや環境面及び児童・生徒の心身に配慮し、効果がある部分の内装を木質化するなど素材にも配慮した計画とする。 ・両側に諸室を配置して中央の廊下等を多目的(交流スペース等)に利用できるようにする、または教室と一体的(学習スペース等)に利用できるようにするなど、建築的な工夫により、空間の有効活用を図る面積の抑制を図る。 ・柔軟で創造的な学習環境の実現に向けて、共用部の設えの工夫や有効活用を行うとともに、適切な共用部面積比率を確保する。 ・児童・生徒数の状況に応じて、パーテーションなどを設置しフレキシブルに対応できる可変性に考慮した計画とする。 ・落ち着いた集中しやすい学習空間を確保するために、遮音性に配慮する。 ・各諸室においては、扉にガラス開口を設置するなど、廊下側から中の様子がわかるようにする。 ・多様な学びに対応できるように、ICT環境を整備する。 ・各諸室の施錠管理については、オートロックシステムなども含めて、セキュリティの向上及び使いやすさに配慮する。 ・現在地の表示やエリアごとに色分けを行うなど、校舎内での位置が分かりやすいよう配慮する。

			<p>イ. 各諸室の広さの考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各諸室の広さは、普通教室の大きさを基準とする。 ・小学校の普通教室の広さに関しては、原則、$8\text{m} \times 9\text{m}$ 8.5mの広さとし、これを1コマとする。 ・中学校の普通教室の広さに関しては、原則、$8\text{m} \times 10\text{m}$の広さとし、これを1コマとする。 ・各諸室のコマ数の目安を設定し、建物全体の広さの効率化を図る。コマ数の目安は図表55及び56に示す。また、新たに設定するコマ数は従来のコマ数に基づき設定する。
6章	104 105		<p>(2) 普通教室</p> <p>ア. 普通教室の広さ</p> <p>普通教室の広さは、この配列に対し、以下に示す6つの条件を満たす広さとする こととして、原則、小学校の普通教室では$8\text{m} \times 9\text{m}$ 8.5m、中学校の普通教室 では$8\text{m} \times 10\text{m}$の大きさを確保します。</p> <p>イ. 普通教室の整備方針</p> <p>(ア) 普通教室は、防犯・安全面を考慮し、原則として2階以上に配置できるよう配慮 する。</p> <p>(イ) 落ち着いた集中しやすい学習空間を確保するために、音環境（遮音性・吸音性等） に配慮を確保しつつ、多様な学習環境に柔軟に対応できるよう、教室と廊下の仕切り 区分けを整備する。教室と廊下の区分けを明確にし、遮音性に配慮する。</p> <p>(ウ) 子供たちや教職員の使いやすさに配慮した、十分な掲示スペースを確保する。</p> <p>(エ) 黒板が見えやすいよう、机・椅子、ロッカー並びに窓等などの配置・設置方法に も配慮する。</p> <p>(オ) 黒板と映写機能の両方を備えるつくりとする。</p> <p>(カ) 給食の配膳スペースなど、児童・生徒の生活に必要なスペースを確保する。</p> <p>(キ) 普通教室に設置していた手洗いは、廊下などへ集約化する。</p>

第8回委員意見の反映の方向性

【修正・反映内容の方針】

- 継続的な運用方針として、運営面や竣工後のサポート体制等の仕組みを検討する内容を追記
- 発注方法として、維持管理・運営業務に関する発注手法も検討する内容を追記

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード)	(2) 改定追記原案：赤字（今回更新：緑字） (計画原文：黒字)
7章	125 126	<p>(第8回・計画改定(竣工後サポート)) 竣工・引渡し後に、設計者の意図通りに施設が利用されているかを把握することは困難。竣工・引渡し後に上手く施設を使いこなすことが出来るように、先生・地域関係者・子供達のサポートが継続的に出来る仕組みが望ましい。</p> <p>(第8回・計画改定(竣工後サポート)) 環境配慮の観点から、運用の仕方により、実際の設計通りの省エネ性能が担保されないことが多々ある。上位計画と照らして、今後運用実績を公表するようなスキームが出来る可能性があるため、区分ごとにエネルギー消費量をモニタリングするなど、運用面のフォローや事後評価(コミショニング)を計画に組み込むことを検討頂きたい。それにより、後に続く改築校の計画や使い手へのフィードバックにつなげることが出来る。</p> <p>(第8回・計画改定(竣工後サポート)) 設計者が学校の現状や将来を考慮しながら設計をしても、学校側に伝わっているかという懸念がある。設計者の意図が考慮されずに従来通りの使い方をしており、設計者の想いと実際の運用に対するギャップを解消するためにも、設計者の意図をユーザーに伝達したり、ユーザーの使用状況や考えを設計者にフィードバックする仕組みを検討して頂けると良い。</p>	<p>【第7章 継続的運用方針】</p> <p>2. 今後の各学校における老朽化対策の進め方</p> <p>(1) 学校ごとの改築整備の進め方</p> <p>カ. 新たな学校施設の維持管理について 改築工事完了後の新たな学校施設の維持管理を適切に行うため、工事完了時に学校施設台帳をしゅん工図などと併せて更新するとともに、設計のコンセプトや施設及び設備機器の使い方、環境負荷低減に関する仕組みや運用方法を適切に引き継ぎます。また、維持管理に伴う修繕や改修工事を実施した場合には、適宜、その履歴データを学校施設台帳やしゅん工図に反映し、学校施設の整備情報を更新します。</p> <p>なお、維持管理・運営期間の課題や改善事項について、学校関係者や、各課と十分に連携・調整を図るとともに、その内容を次期改築事業に活かしていくように努めます。</p> <p>(2) 今後の改築整備の発注方法について</p> <p>公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)等に、多様な発注方式が示されていることに基づき、各学校の校地条件や改築整備費用の縮減、並びに地域の特徴等の観点から、適切な発注方法を選択し、又は組み合わせ適用していくことを検討します。</p> <p>また、設計・施工段階での検討や調整事項を適切に維持管理・運営段階に引き継ぐために、PFI方式を含む維持管理・運営段階までを見据えた発注手法を検討し、施設や設備機器を適切に運用できる体制づくりを目指します。</p>

第8回委員意見の反映の方向性

【修正・反映内容の方針】

- 児童・生徒などが学校改築の計画に携わり、環境教育や地域の機運醸成に繋がるように内容を修正

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード)	(2) 改定追記原案：赤字（今回更新：緑字） (計画原文：黒字)
7章	126	<p>(第8回・計画改定(子どもの参画)) 子供基本法など、子供・子育てに関連した政策が進んでいる中で、計画を進めるにあたり「子供達の参画」「子供達の声の反映」といったキーワードや子供関連の施策に対する府中市の取組みを盛り込むことが望ましい。</p> <p>(第8回・計画改定(子どもの参画)) 子供達の意見を反映させる機会が与えられることにより、児童・生徒に「自分たちが自発的・主体的になり参画することで、様々なことを変えていける」という意識を醸成することが出来るので、そのような機会が盛り込まれると有難い。児童・生徒が学校改築の計画に関わることにより、学校や地域への愛着が醸成されるような仕組みを考えることが望ましい。</p>	<p>【第7章 継続的運用方針】 2. 今後の各学校における老朽化対策の進め方</p> <p>(3) (2) 学校関係者との関わりについて</p> <p>学校施設の整備は、ワークショップ、工事見学会、市の広報紙、ホームページを通じて地域住民や児童・生徒、教職員、保護者、地域住民との連携やへの情報提供に努めていくとともに、地域住民学校関係者の意見も広く取り入れながら進めていきます。また、設計段階や施工段階から学校関係者が改築事業に参画できる仕組みを検討し、児童・生徒の環境教育との連動や、地域の機運醸成に繋がるよう努めていきます。</p>